

○主要地方道 茨木能勢線 道路法面崩落応急工事

随意契約理由書

本工事は、主要地方道 茨木能勢線の箕面市粟生間谷地内において発生した道路法面崩落による土塊等の除去および落石防護網の応急復旧を行うものである。

8月5日の大雨により、道路法面のポケット式落石防護網内の樹木の繁茂や堆積土砂に雨水が湛水したことが原因で、法面崩壊が発生した。応急工事を実施するため、大型土のうを設置し現道上の安全対策を図りつつ経過を観察していたところ、8月13日に2回目の崩落が発生した。現在も崩落した法面には不安定な土塊等が残り、非常に危険な状態である。

本路線は箕面市内のごみ処理を行っている箕面市環境クリーンセンターへのアクセス道路であり、同センターは地域住民の生活に欠かせない重要な施設であることから、早急に通行の安全を図る必要がある。

このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急工事」として、地方自治法施工令第167条の2第1項5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、現在池田土木事務所管内における防災工事に係る単価契約工事を受注し、緊急に資機材及び人材の調達が可能である株式会社仲野商店を選定するものである。